

令和 7 年度 仕 様 書

委 託 名	雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場施設運転管理業務委託
委 託 場 所	川越市大字的場2646番地1ほか43箇所
委 託 大 要	委託大要 雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場施設運転管理・維持管理 一式 委託期間 令和8年2月1日から令和9年1月31日まで(1年・12箇月) (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

本 委 託 内 訳 表

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場 施設運転管理業務委託					
霞ヶ関第一雨水ポンプ場	式	1			業務委託内訳書(1)
霞ヶ関第二雨水ポンプ場	式	1			業務委託内訳書(2)
鯨井雨水ポンプ場	式	1			業務委託内訳書(3)
臨田本町・小仙波町・上戸・霞ヶ関東5丁目・的場・的場新町雨水ポンプ場 豊田新田・霞ヶ関北・川越駅西口北側・川越駅西口南側雨水調整池 中原町2丁目・六軒町1丁目・通町・東田町・川越駅西口駅前雨水貯留施設	式	1			業務委託内訳書(4)
雨水ポンプ場業務原価					
月吉汚水中継ポンプ場	式	1			業務委託内訳書(5)
霞ヶ関第一・下広谷・笠幡西 汚水中継ポンプ場	式	1			業務委託内訳書(6)
三光町・的場第一・豊田新田・豊田本第一・大袋新田第一・大袋新田第二・ 日東団地・小堤・笠幡・大袋新田第三・大袋新田第四・上寺山・今成・氷川町・ 今成第二・藤倉・的場第二汚水中継ポンプ場・旧下広谷終末処理場	式	1			業務委託内訳書(7)
大袋新田第五・天沼新田・笠幡北・ 大袋新田第六汚水中継ポンプ場	式	1			業務委託内訳書(8)
汚水中継ポンプ場業務原価					
業務原価					
諸経費	式	1			
業務価格(1年・12箇月間)					
業務価格(月額)					
消費税等相当額(月額)	式	1			
業務委託費(月額)					

業 務 委 託 内 訳 表 (1)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
霞ヶ関第一雨水ポンプ場					1箇所 毎日巡回
直接業務費					
保守点検業務費	式	1			第1-1号代価表
運転操作監視業務費	式	1			第1-2号代価表
その他の業務費	式	1			第1-3号代価表
その他の技術業務費	式	1			第1-4号代価表
直接業務費計					
直接経費	式	1			第1-5号代価表
技術経費	式	1			
間接業務費	式	1			
業務原価					

業 務 委 託 内 訳 表 (2)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
霞ヶ関第二雨水ポンプ場					1箇所 毎日巡回
直接業務費					
保守点検業務費	式	1			第2-1号代価表
運転操作監視業務費	式	1			第2-2号代価表
その他の業務費	式	1			第2-3号代価表
直接業務費計					
直接経費	式	1			第2-4号代価表
技術経費	式	1			
間接業務費	式	1			
業務原価					

業 務 委 託 内 訳 表 (3)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鯨井雨水ポンプ場					1箇所 週3回巡回
直接業務費					
保守点検業務費	式	1			第3-1号代価表
その他の業務費	式	1			第3-2号代価表
直接業務費計					
直接経費	式	1			第3-3号代価表
技術経費	式	1			
間接業務費	式	1			
業務原価					

業 務 委 託 内 訳 表 (4)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
脇田本町・小仙波町・上戸・霞ヶ関東5丁目・的場・的場新町雨水ポンプ場					
豊田新田・霞ヶ関北・川越駅西口北側・川越駅西口南側雨水調整池					15箇所
中原町2丁目・六軒町1丁目・通町・東田町・川越駅西口駅前雨水貯留施設					週1回巡回
直接業務費					
保守点検業務費	式	1			第4-1号代価表
その他の業務費	式	1			第4-2号代価表
直接業務費計					
直接経費	式	1			第4-3号代価表
技術経費	式	1			
間接業務費	式	1			
業務原価					

業 務 委 託 内 訳 表 (5)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
月吉汚水中継ポンプ場					1箇所 毎日巡回
直接業務費					
保守点検業務費	式	1			第5-1号代価表
その他の業務費	式	1			第5-2号代価表
直接業務費計					
直接経費	式	1			第5-3号代価表
技術経費	式	1			
間接業務費	式	1			
業務原価					

業 務 委 託 内 訳 表 (6)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
霞ヶ関第一・下広谷・ 笠幡西污水中継ポンプ場					3箇所 週2回巡回
直接業務費					
保守点検業務費	式	1			第6－1号代価表
その他の業務費	式	1			第6－2号代価表
直接業務費計					
直接経費	式	1			第6－3号代価表
技術経費	式	1			
間接業務費	式	1			
業務原価					

業 務 委 託 内 訳 表 (7)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
三光町・的場第一・豊田新田・豊田本第一・大袋新田第一・ 大袋新田第二・日東団地・小堤・笠幡・大袋新田第三・ 大袋新田第四・上寺山・今成・氷川町・今成第二・藤倉・ 的場第二汚水中継ポンプ場・旧下広谷終末処理場					18箇所 週1回巡回
直接業務費					
保守点検業務費	式	1			第7-1号代価表
その他の業務費	式	1			第7-2号代価表
直接業務費計					
直接経費	式	1			第7-3号代価表
技術経費	式	1			
間接業務費	式	1			
業務原価					

業 務 委 託 内 訳 表 (8)

工 種 種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
大袋新田第五・天沼新田・笠幡北・ 大袋新田第六污水中継ポンプ場					4箇所 月2回巡回
直接業務費					
保守点検業務費	式	1			第8-1号代価表
その他の業務費	式	1			第8-2号代価表
直接業務費計					
直接経費	式	1			第8-3号代価表
技術経費	式	1			
間接業務費	式	1			
業務原価					

第1-1号 代 価 表

霞ヶ関第一雨水ポンプ場保守点検業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者	人				
副総括	人				
主任	人				
技術員	人				
技能員	人				
計					
改め					

第1-2号 代 価 表

霞ヶ関第一雨水ポンプ場運転操作監視業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者	人				
副総括	人				
主任	人				
技術員	人				
技能員	人				
計					
改め					

第1-3号代価表

霞ヶ関第一雨水ポンプ場その他の業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者	人				
副総括	人				
主任	人				
技術員	人				
技能員	人				
その他	人				
計					
改め					

第1-4号代価表

霞ヶ関第一雨水ポンプ場その他の技術業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技術員	人				
計					
改め					

第1 - 5 号 代 価 表

霞ヶ関第一雨水ポンプ場直接経費

名 称 / 形 状 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
率計上費	式	1.0			
気象観測用ノートパソコン	式	1.0			
遠隔監視用ノートパソコン (クラウド型監視用)	式	1.0			
移動用発電設備 3相4線式 200V 50Hz 125KVA(100kW)以上 輸送用トラック共	式	1.0			6月から11月(6箇月)
計					
改め					

第2-1号 代 価 表

霞ヶ関第二雨水ポンプ場保守点検業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者	人				
副総括	人				
主任	人				
技術員	人				
技能員	人				
計					
改め					

第2-2号 代 価 表

霞ヶ関第二雨水ポンプ場運転操作監視業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者	人				
副総括	人				
主任	人				
技術員	人				
技能員	人				
計					
改め					

第2-3号代価表

霞ヶ関第二雨水ポンプ場その他の業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者	人				
副総括	人				
主任	人				
技術員	人				
技能員	人				
その他	人				
計					
改め					

第2-4号代価表

霞ヶ関第二雨水ポンプ場直接経費

名 称 / 形 状 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
率計上費	式	1.0			
計					
改め					

第3-1号 代 価 表

鯨井雨水ポンプ場保守点検業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者	人				
副総括	人				
主任	人				
技術員	人				
技能員	人				
計					
改め					

第3-2号 代 価 表

鯨井雨水ポンプ場その他の業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任	人				
技能員	人				
その他	人				
計					
改め					

第3 - 3 号 代 価 表

鯨 井 雨 水 ポ ン プ 場 直 接 経 費

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
率計上費	式	1.0			
車両損料 軽自動車	日				
簡易ハウス 2.32m×3.92m(参考寸法) 雨季(6箇月)	式	1.0			6月から11月(6箇月)
計					
改め					

第4-1号 代 価 表

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者	人				
副総括	人				
主任	人				
技術員	人				
技能員	人				
計					
改め					

第4-2号 代 価 表

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任	人				
技能員	人				
その他	人				
計					
改め					

第4 - 3 号 代 価 表

脇田本町・小仙波町・上戸・霞ヶ関東5丁目・的場・的場新町雨水ポンプ場
 豊田新田・霞ヶ関北・川越駅西口北側・川越駅西口南側雨水調整池
 中原町2丁目・六軒町1丁目・通町・東田町・川越駅西口駅前雨水貯留施設直接経費

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
率計上費	式	1.0			
クレーン付トラック損料 2t、2t吊	日				
車両損料 軽自動車	日				
交通整理要員	人				
計					
改め					

第 5 - 1 号 代 価 表

月吉汚水中継ポンプ場保守点検業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者	人				
副総括	人				
主任	人				
技術員	人				
技能員	人				
計					
改め					

第 5 - 2 号 代 価 表

月吉汚水中継ポンプ場その他の業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者	人				
副総括	人				
主任	人				
技術員	人				
技能員	人				
その他	人				
計					
改め					

第 5 - 3 号 代 価 表

月吉汚水中継ポンプ場直接経費

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
率計上費	式	1.0			
車両損料 軽自動車	日				
計					
改め					

第 6-1号 代 価 表

霞ヶ関第一、下広谷、笠幡西污水中継ポンプ場保守点検業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者	人				
副総括	人				
主任	人				
技術員	人				
技能員	人				
計					
改め					

第 6-2 号 代 価 表

霞ヶ関第一、下広谷、笠幡西污水中継ポンプ場その他の業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任	人				
技能員	人				
その他	人				
計					
改め					

第 6 - 3 号 代 価 表

霞ヶ関第一、下広谷、笠幡西汚水中継ポンプ場直接経費

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
率計上費	式	1.0			
クレーン付トラック損料 2t、2t吊	日				
車両損料 軽自動車	日				
計					
改め					

三光町・的場第一・豊田新田・豊田本第一・大袋新田第一・大袋新田第二・
日東団地・小堤・笠幡・大袋新田第三・大袋新田第四・上寺山・今成・氷川町・
今成第二・藤倉・的場第二汚水中継ポンプ場・旧下広谷終末処理場保守点検業務費

第7-1号 代 価 表

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者	人				
副総括	人				
主任	人				
技術員	人				
技能員	人				
計					
改め					

三光町・的場第一・豊田新田・豊田本第一・大袋新田第一・大袋新田第二・
日東団地・小堤・笠幡・大袋新田第三・大袋新田第四・上寺山・今成・氷川町・
今成第二・藤倉・的場第二汚水中継ポンプ場・旧下広谷終末処理場その他の業務費

第7-2号 代 価 表

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任	人				
技能員	人				
その他	人				
計					
改め					

三光町・的場第一・豊田新田・豊田本第一・大袋新田第一・大袋新田第二・
日東団地・小堤・笠幡・大袋新田第三・大袋新田第四・上寺山・今成・氷川町・
今成第二・藤倉・的場第二汚水中継ポンプ場・旧下広谷終末処理場直接経費

第 7 - 3 号 代 価 表

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
率計上費	式	1.0			
クレーン付トラック損料 2t、2t吊	日				
車両損料 軽自動車	日				
交通整理要員	人				
計					
改め					

第 8 - 1 号 代 価 表

大袋新田第五・天沼新田・笠幡北・大袋新田第六汚水中継ポンプ場保守点検業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者	人				
副総括	人				
主任	人				
技術員	人				
技能員	人				
計					
改め					

第 8 - 2 号 代 価 表

大袋新田第五・天沼新田・笠幡北・大袋新田第六汚水中継ポンプ場その他の業務費

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任	人				
技能員	人				
その他	人				
計					
改め					

第 8 - 3 号 代 価 表

大袋新田第五・天沼新田・笠幡北・大袋新田第六汚水中継ポンプ場直接経費

名 称 / 形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
率計上費	式	1.0			
クレーン付トラック損料 2t、2t吊	日				
車両損料 軽自動車	日				
計					
改め					

運転管理業務委託一般仕様書

令和 7 年度

川越市上下水道局
上下水道管理センター

（仕様書の適用範囲）

第 1 条 この仕様書は、雨水ポンプ場施設及び汚水ポンプ場施設の全施設もしくは、一部の運転管理業務を委託する場合に適用する。

（業務の履行）

第 2 条 受注者は、雨水ポンプ場施設及び汚水ポンプ場施設の機能を十分発揮するよう、この仕様書に基づくほか、契約書および特記仕様書に基づき、効率的・経済的かつ安全に業務を履行しなければならない。

（業務委託の範囲）

第 3 条 委託する業務の範囲は、特記仕様書に明記する各業務とする。

（委託期間）

第 4 条 委託期間は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とし、令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの 1 年間（12 箇月間）とする。

（準備期間）

第 5 条 契約締結日から令和 8 年 1 月 31 日までを準備期間とし、受注者は支障なく運転管理業務が継続できるよう、当該準備期間中に前任受注者より後述する業務の引継ぎを受けなければならない。なお、当該準備期間における費用は委託料には含まない。

（支払方法）

第 6 条 支払方法は、月払いとする。

（入札書記載事項）

第 7 条 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額（見積もった総額の 12 分の 1 に相当する金額）を記載すること。

（特記事項）

第 8 条 この入札は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

この契約の締結後に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

（法令の遵守）

第9条 受注者は、業務の履行にあたっては、契約書により義務付けられた労働関係法令を遵守するのはもちろんのこと、維持管理業務の履行に必要な下水道法を始めとする関係各法令を遵守しなければならない。なお、関係各法令において、施設設置者である発注者の責務であると定められている事項については、業務委託範囲外とする。

（有資格者の確保）

第10条 前条において法令上、作業に直接必要とする有資格者は、受注者で確保しなければならない。

（従業員の届出および取消）

第11条 受注者は、前もって業務に従事する従業員の氏名および分担等を、書類にて発注者に届出なければならない。また、異動がある場合も同様とする。

2 発注者は、受注者の従業員で業務の履行上著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し必要な措置を求めることができる。その場合受注者は、すみやかに業務に支障のないよう必要な措置を取らなければならない。

（業務総括責任者の選任）

第12条 受注者は、前条により届出た従業員の中から業務総括責任者を選任し、発注者に届出なければならない。

（従業員の能力基準）

第13条 第11条により届出た従業員は、職種別に次の資格及び資質を有するものとする。

（1）業務総括責任者：下水道処理施設管理技士（下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年7月9日建設省告示第1348号））の登録を受け、下水道施設の運転管理業務に関し7年以上実務の経験を有する者。または、発注者がそれと同等と認める者で、総括の任に当たる能力を有する者。

同等と認める者とは、下水道管理技術認定試験（処理施設）合格者または、下水道技術検定第3種技術検定合格者であって、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）第3条一のイ～二の実務経験を有する者。

（2）副総括：上記（1）の業務総括責任者の能力基準を満たし、業務総括責任者の補佐及び代行ができるもの。

（3）技術員：電気設備および機械設備の技術的業務が行える者。

（業務総括責任者の職務）

第14条 業務総括責任者は、契約書、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を履行するとともに、従業員の指揮、監督、教育ならびに事故の防止に努めること。

また、日常の業務履行にあたって、発注者と連絡および協議を行うこと。

(緊急時の体制)

第15条 受注者は、大雨、台風、雨水処理機能及びその他重大な支障を生じる場合等に備え、従業員の非常招集が出来る体制を確立しておくとともに、予め体制を発注者に届出なければならない。

また、発注者から要請があった場合は、従業員の緊急出動体制を編成し、現場に配備しなければならない。

(安全の確保)

第16条 受注者は、「労働安全衛生法」、「労働安全衛生法施行令」、「労働安全衛生規則」、その他災害防止関係法令等の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。

- 2 受注者は、事故防止を図るため安全対策を運転管理計画書で明確にしておくこと。
- 3 受注者は、業務履行にあたり電撃、薬品類、酸欠空気、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに適切な作業方法の選択および作業員の配置割当を行い、危険防止に努めること。
- 4 受注者は、別途工事等と作業場所が隣接または交錯する場合には、常に相互協調して安全管理に支障がないように処置すること。
- 5 受注者は、作業を実施するうえで必要に応じ、道路使用、作業中の道路交通について、関係官公署に届出て、許可を受けなければならない。
- 6 受注者は、道路上で作業を行う場合、作業中の安全確保のため、必要に応じ交通整理要員を配置すること。特に埼玉県公安委員会が認める交通誘導警備業務（路線）の告示（最新のもの）にて指定される路線及びその近傍において作業を行う場合は、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置すること。
- 7 受注者は、業務履行にあたり安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な安全処置を講じ、かつ速やかに発注者に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。
- 8 安全管理に係る処置は、原則受注者の責任により実施するものとし、その費用についても受注者が負担を行うこと。ただし、施設等に損傷を与えるような処置が必要となる場合などは、協議の上、発注者が必要な安全処置を講じることができるものとする。
- 9 受注者からの要請により発注者は、必要な安全処置を講じなければならない。

(受注者の義務)

第17条 受注者は、流入水の水質の異常を確認した場合は、ただちに発注者に通報連絡しなければならない。

(受注者の創意工夫)

第18条 受注者は、業務の履行にあたり、常に創意工夫を心がけ施設の効率化を目指さなければならない。なお、施設の改変におよぶ場合には、発注者と協議した上で実施しなければならない。

(提出書類)

第19条 受注者は、業務の着手前に、次の各書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 運転管理業務計画書
- (3) 職務分担届
- (4) 業務総括責任者選任届
- (5) その他発注者が要求する書類

2 委託期間が満了したときは、完了届を提出しなければならない。

第 2 章 業 務 要 領

(業務体制)

第20条 受注者がとる業務体制は、運転操作、記録および監視を通常行う監視業務体制と、昼間のみ作業を行う点検整備業務体制とする。

ただし、特別な監視業務体制をとる場合は特記仕様書に明記された体制とする。

(維持管理業務計画)

第21条 受注者は、業務着手に先立ち次の事項について、運転管理業務計画書を作成し、発注者に届出なければならない。

- (1) 業務分担、業務方法、業務内容に関すること。
- (2) 保安対策、安全対策、衛生管理に関すること。
- (3) 緊急連絡体制に関すること。
- (4) 施設、使用物件などの管理に関すること。
- (5) その他維持管理に関すること。

2 受注者は、前項を念頭におき毎月末までに、翌月の各作業の計画書を作成し、発注者に提出すること。

(各種機器の運転操作)

第22条 受注者は、前条の業務計画に沿って各種機器の機能使命等を十分理解し、運転操作を適正に行わなければならない。

2 管理上必要な措置を講ずるために、全面的に運転を停止するとき及び再開する時は、発注者の承認を得るものとする。

(点検整備)

第23条 受注者は、事故を未然に防止するとともに、各種機器の耐用年数を増すため次の事項について、日常および定期に点検整備を行わなければならない。

- (1) 日常点検は、機器保全を主目的とし、外観および五感による観察も重視し、異常を発見した場合はその都度発注者に報告し、その指示に従い措置し、その経過を報告しなければならない。
- (2) 定期点検は発注者と協議して、点検計画書を定め定期に点検を行い、その結果を写真、測定記録等を添付のうえ発注者に報告しなければならない。ただし、特殊な精密点検は除くものとする。
- (3) 各種機器が常に正常に作動するよう調整、給油、消耗部品の交換、補充、清掃等の整備に努めなければならない。

(小修理)

第24条 受注者は、点検整備により発見した不良箇所、または事故故障の発生した破損箇所のうち手工具、支給材料等を用いて現場にて修理可能なものについては、修理内容を発注者と協議のうえ処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合は応急処置を行うとともに、発注者に報告し指示を受けなければならない。

(業務報告)

第25条 受注者は、業務実績を明らかにするため業務日報により、毎日報告しなければならない。また、月間管理実績、点検整備、小修理、支給品使用状況、故障事故等の各報告および、発注者が要求した業務の報告書を、正確に遅滞なく提出しなければならない。

(火災の防止)

第26条 施設の火災を未然に防止するため、各箇所に火元責任者を選び、火気の正確な取扱いおよび後始末を徹底させ、火災を防止しなければならない。

(盗難の防止等)

第27条 現場における設備機器、工具備品等の盗難及び業務場所への部外者等の侵入については、十分監視に努めなければならない。

（作業員控室等の使用）

第28条 業務履行に必要な作業員控室、湯沸室等は、委託期間中無償で使用させるものとするが、清掃等の使用上の管理、および汚損等による弁償は受注者の負担とする。

（什器・備品ならびに事務機）

第29条 前条の受注者が専ら使用する施設で、受注者が使用する什器、備品ならびに事務機については、受注者が備えるものとする。なお、業務履行に必要な事務用品についても受注者の負担とする。

（安全対策器具）

第30条 業務履行に必要な安全対策器具類は、原則として受注者が備えるものとする（別表－1）。なお、特殊な器具は発注者にて用意する。

（工具類）

第31条 点検整備および小修理に用いる工具類は、原則として受注者が備えるものとする。なお、特殊な工具類及び測定器具類は、発注者にて用意する。

（日常消耗品等）

第32条 業務履行に必要な次の消耗品類は、受注者の負担とする。

- （1）環境整備用品（清掃用具、ウエス、洗浄油等）
- （2）衛生用品（石鹼、消毒薬、救急用薬品等）
- （3）その他日用品、事務用品等

（完成図書・工具等の貸与）

第33条 業務履行に必要と認めた完成図書、特殊工具、測定器具その他貸与品については台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、欠損、紛失等があった場合は受注者が弁償するものとする。

（従業員の服装・態度等）

第34条 受注者は、従業員について、安全かつ清潔で統一した服装をさせること。名札の着用も必ず義務付けること。また、業務態度については、発注者及び部外者等から指摘を受けることの無きよう指導、教育の徹底を図ること。

（整理・整頓）

第35条 受注者は、業務場所を常に清掃するとともに、不要な物品等を整理整頓し、清潔に努めなければならない。

(外部への再委託)

第36条 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承認を得ること。

(業務の引継ぎ)

第37条 受注者は、委託期間終了時または業務不履行等により契約の解除がなされた場合には、発注者が指示する期間、後任受注者に対して業務の引継ぎを行わなければならない。

2 前任受注者は、後任受注者へ円滑に業務が引継げるよう協力しなければならない。

3 業務引継ぎに係る費用は、原則、後任受注者の負担とする。ただし、業務不履行等の前任受注者の責に起因する契約の解除がなされた場合は、当該費用は前任受注者の負担とする。

(引継ぎ事項の整理)

第38条 受注者は、委託期間を通じて引継事項を記載した文書を作成する。

業務期間中、引継が必要な新たな事項が判明した場合は、適宜、当文書にその内容を反映、記録し、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の受注者が把握できるような内容とする。

以下の項目を参考に記載する。

- (1) 総合運転したときの機能の発揮状況
- (2) 諸機械の振動、異音等の状況
- (3) 計装設備の調整状況
- (4) 運転上の特別な操作（運転管理基準及び運転操作基準等マニュアルの整理）
- (5) その他留意事項

なお、受注者により加筆訂正された、運転管理基準及び運転操作基準等は、発注者が当該施設運転のために使用することができる。

(疑義)

第39条 この仕様書に明記されていない事項ならびに疑義を生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

- 以上 -

別 表 ー 1

受注者が用意する安全対策器具等

器具類	被服・履物
墜落制止用器具	作業服（夏用、冬用、上下）
高圧電気保護具	雨合羽
複合ガス検知器	ライフジャケット
（可燃性ガス、酸素、硫化水素、一酸化炭素）	軍手
排風ファン	ゴム手袋
安全用ロープ	革手袋
安全標識	絶縁ゴム手袋
ガードスタンド	保護帽
その他履行上必要なもの	作業靴
	長靴
	安全靴
	胴付長靴
	絶縁ゴム長靴
	防塵マスク
	その他履行上必要なもの

雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場施設
運転管理業務委託
特 記 仕 様 書

令和7年度

川越市上下水道局
上下水道管理センター

(目 的)

第1条 この仕様書は、市内にある霞ヶ関第一雨水ポンプ場ほか17箇所の雨水ポンプ場、月吉汚水中継ポンプ場ほか24箇所の汚水中継ポンプ場、旧下広谷終末処理場（廃止施設）及び、上下水道管理センター（以下「ポンプ場等」という。）の運転管理業務の委託にあたり、適正な運転による性能の確保及び効率的な運転、維持管理を行うため必要な事項を定めるものである。

(業務の履行)

第2条 受注者は、本業務の公共的使命が重大であることを念頭に置き、ポンプ場等の機能が十分発揮できるよう、契約書、仕様書、特記仕様書、その他関係書類等に基づき誠実かつ安全確実に業務を履行すること。

(従業員の能力及び技術的基準)

第3条 従業員の能力及び技術的基準については、次のとおりとする。

(1) 業務総括責任者

業務全体の責任者で、業務の知識を熟知し経験を有する者で、川越市上下水道局（以下「発注者」という。）との連絡を密にして、従業員等の労務管理を円滑に遂行することができる者。

(2) 副総括

業務総括責任者を補佐及び代行ができ、管理及び高度な技術を有し、かつ各業務の責任者としての確かな判断ができる者。

(3) 主 任

各業務の責任者で、高度な技術を有し、業務の専門職として主体的業務を行える者。

(4) 技術員

基礎的な技術を有し、保守点検業務、ポンプ場設備の運転操作等の技術的業務が行える者。また、電気関係の設備を熟知し電気設備の事故及び故障等において対応できる技術を有する者。

(5) 技能員

運転操作、保守点検業務等の作業について必要とされる技能を伴った補助業務が行える者。

(業務時間)

第4条 業務時間は、受注者の日勤業務における勤務時間については、発注者の勤務時間に支障の無いようにすること。

＊上下水道管理センターは、監視室にて24時間の監視体制をとること。監視施設は「川越市内ポンプ場等一覧」のとおりとする。

＊委託期間において、宿直体制をとること。宿直場所は、霞ヶ関第二雨水ポンプ場内とする。

- *監視員、宿直者及び土・日・休日勤務者は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の故障・事故が発生した場合その対応を図ること。
- *特別監視体制として、大雨、台風、地震時は必要に応じて随時非常体制に入るものとする。

(関係法令の遵守)

第5条 受注者は、下水道法、河川法、環境基本法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守すること。

(業務管理)

第6条 受注者は、ポンプ場等の構造・機能・系統及びその周辺の状況を熟知し、ポンプ場等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたっては常に問題意識を持ってこれにあたり創意工夫し設備の予防保全に努めること。また、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置をすること。

2 受注者は、業務履行上で必要な諸事項について発注者と協議等を行った場合は、その内容を議事録として整理し発注者に提出すること。

(報告書の提出)

第7条 受注者は、報告書、日報、月報、予定表、結果表及び点検整備報告等、業務の経過上必要な書類を提出しなければならない。

なお、記載事項については「別紙1」のとおりとする。

(経費の負担区分)

第8条 受注者が業務履行上で負担する経費は、受注者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び業務維持、管理費とする。

また、運転管理業務委託一般仕様書「別表-1」の安全対策器具等も受注者負担とする。

スクリーンし査、堆積土砂などの最終処分は市が負担する。その他、経費の負担が生じた場合は協議して決める。

(業務対象施設・点検作業)

第9条 業務委託の対象施設等は、「別紙2」のとおりとする。

(業務委託の運営方法)

第10条 委託の運営は受注者が霞ヶ関第一雨水ポンプ場に事務所を置きそこを拠点として行うこと。

2 ポンプ場等の維持管理は、巡回により保守点検を行い、車両にて移動するものとする。

3 受注者の通勤車両の駐車場は、受注者で用意するものとし、作業車両（4台程度）においては、市で指定する場所に待機させることとする。

(運転管理業務)

第11条 運転管理業務の内容は、次のとおりとする。

(1) ポンプ場等施設運転管理業務

- 1) ポンプ場等施設の運転に伴う各機器の監視及び記録、調整及び整備、その他業務上必要な諸作業とする。
- 2) ポンプ場等の施設の運転は、ポンプ場等の操作要領並びに操作細則、設計計算書、下水道維持管理指針、取扱説明書等により行うこと。
- 3) 受注者は、業務の履行に必要とする関係法令等及び完成図書、取扱説明書等に定める運転方法を熟知し、その定めるところに従って運転業務にあたること。
- 4) 運転業務は、ポンプ槽水位・河川水位・降雨等の気象状況を勘案し、速やかに運転操作を行うこと。
- 5) 受注者は、故障・事故等においても迅速かつ適切に対処すること。
- 6) 受注者は、施設の運転・操作において異常を発見した場合は、発注者に報告すること。ただし、緊急を要する事態にあつては、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告を行うこと。
- 7) 電気機器及び機器設備の運転については、電圧、電流及び温度、異常音等取扱説明書に基づき点検を行い、正常な運転を確認する。また、異常を発見した場合は直ちに発注者へ報告すると共に、その指示に従い委託業務に支障のないよう措置しなければならない。また、各機器の定期点検、オイル交換、給油等は取扱説明書に基づいて行うこと。これらの図書については貸与する。

(2) ポンプ場等維持（保守）管理業務

ポンプ場等施設の設備機器の定期点検、消防設備点検、受変電設備保守点検（高圧・低圧）、計装設備点検、空調設備点検、軽微な補修及び塗装、それらの記録及び報告書の作成とする。なお、法令等による年次点検については、発注者が行うものとする。

1) 低圧配電設備（計装設備を含む）

配電盤等の保守管理は、受注者が行うものとする。この場合、発注者に連絡し許可を受ける。なお、受注者は十分な経験技能を有するものに行わせなければならない。

2) 監視業務

上下水道管理センター監視室で市内全域に点在している雨水ポンプ場及び汚水ポンプ場等の監視、記録等の業務。状況に応じて操作や報告を行うこと。

3) 停電時の措置

一般送配電事業者の計画停電及び事故・災害による停電、又は機器の点検・補修で施設（設備）の一部、或いは全部を停電するときは、発注者へ連絡し、その対応について、指示を受けるものとする。

受注者は、川越市内のポンプ場等について事故や災害等により停電が発生した場合に対応するため、6月から11月までの期間（6箇月）において移動用発電設備及び発電設備輸送用のトラックを用意することとし、配置場所については、別途指示するものとする。

[移動用発電設備仕様]

・ 3相4線式 200V 50Hz 125kVA (100kW) 以上

輸送用トラック共（発電設備を積載した状態）：1台

※移動用発電設備についての電気主任技術者は、発注者で選任するものとするが、設備の使用者は、受注者及び発注者とする。

※移動用発電設備の維持管理に係る費用については、全て受注者の負担とするが、発電設備の燃料については、発注者が用意するものとする。（輸送用トラックの燃料は、受注者負担とする。）

また、災害時に的確に対応できるよう、事前に各ポンプ場等に運搬し、試運転を実施すること。

※移動用発電設備には、関係各法令に基づき、消火設備を必要数量分設けること。

4) 受注者は、ポンプ場等の巡回による点検を行い、運転機器の状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めること。

5) 貯留施設を有する雨水ポンプ場については、定期的に流入口の点検清掃を実施すること。

また、台風や大雨時には流入口の閉口が無いよう、随時点検清掃を行うこと。

6) 巡回点検の内容は、発注者が指示する各点検記録簿により各設備機器類の外観目視点検、操作及び動作確認、指示計器の確認等実施すること。

7) 受注者は、ポンプ場等の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うこと。

8) 設備点検の対象機器は、ポンプ場等施設の機能を維持するうえで必要な機器すべてとする。

9) ポンプ場等施設内の除草、剪定は適宜行うこと。

(3) 管理棟等清掃業務

1) ポンプ場等の施設を衛生的に維持し、最適な作業環境を確保すること。

2) 受注者は、発注者の業務及び第三者に対し、支障を与えないように注意すること。

3) 高所にて清掃作業に従事する場合は、必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。

4) 受注者は、その結果について報告書に記載すること。

(4) 物品管理業務

1) 受注者は、施設の運転管理に要する消耗品・油脂類の在庫を管理するとともに的確に調達し、在庫不足により設備運転に影響を与えないこと。

2) 物品管理は、適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転等に影響を与えないこと。

3) 受注者は、納入品及び数量等を物品管理報告書に記録すること。

(5) 待機運転体制

1) 受注者は、平常時より気象情報及び降雨観測記録並びに放流先河川の水位に注意を払い、流入量の増加及び河川水位の上昇によってポンプ場等の運転が

必要と予測される場合には、速やかにポンプ場等の待機運転を行う体制を確保すること。

2) 受注者が待機運転体制をとった際には、速やかに発注者に連絡すること。

3) 発注者が待機運転体制を指示した場合は、受注者は速やかに待機運転体制をとること。

(6) 緊急対応業務

1) 受注者は、流入量の急増・地震・その他重大事故等の緊急事態が発生した場合、原則として30分以内に人員を配備し緊急時の体制を確保すること。

2) 緊急時の運転等に対して発注者が指示した場合は、発注者の指示に従って運転方法の変更その他対応措置を行うこと。

(7) その他協力活動

1) 受注者は、この業務に関する設備において、発注者及び関係官公署が行う検査、調査等の立会いに協力すること。

2) 受注者は、発注者が実施する業務または受注者以外に発注した作業及び工事において、機械設備の運転方法等に変更が生じた場合は、機械操作等について現場に立会い、協力すること。

なお、作業期間中においても、工事等業者と調整を図り業務対象施設の維持管理に支障を来さないよう協力すること。

(有資格者)

第12条 業務に必要な資格は下記のとおりとする。

(1) 下水道法第22条第2項の資格者

(2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

(3) 甲種又は乙種第4類危険物取扱者

(4) 第一種電気工事士又は認定電気工事従事者

(5) クレーン特別教育講習修了者

(6) 移動式クレーン運転士又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者

(7) 玉掛技能講習修了者

(8) 業務に必要な自動車運転免許

・普通自動車又は軽自動車

・クレーン装置付トラック(2トン級、2トン吊り)

・移動用発電設備積載トラック

・その他必要に応じたもの

(9) その他労働安全関係で必要な資格者

(ポンプ場等の操作要領並びに操作細則)

第13条 霞ヶ関第一雨水ポンプ場及び的場排水樋管、霞ヶ関第二雨水ポンプ場及び霞ヶ関排水樋管、鯨井雨水ポンプ場及び鯨井排水樋管自然排水ゲート(川表)の操作については、それぞれ霞ヶ関第一雨水ポンプ場及び的場排水樋管操作要領並びに操作細則、霞ヶ関第二雨水ポンプ場及び霞ヶ関排水樋管操作要領並びに

操作細則、鯨井雨水ポンプ場操作要領並びに操作細則に基づいて行うこと。

（鯨井排水樋管自然排水ゲートの管理）

第14条 鯨井排水樋管自然排水ゲートの管理は、河川管理者（国土交通省関東地方整備局）との協定書に基づき、6～10月は2回/月、11～4月は1回/月の点検及び開閉を行うこと。また、翌月5日までに点検報告書を作成し、発注者に提出すること。

（監視業務における気象情報設備の設置）

第15条 受注者は上下水道管理センター監視室における監視業務について、大雨や台風時に必要となる降雨等の情報を得るために、監視室内にパソコンの設置を行うこと。

なお、設置に係る費用等（通信費を含む）はすべて受注者が負担すること。

※ 配線工事は実施済み

（クラウド方式による監視装置設置機場における監視用パソコンの設置）

第16条 受注者は上下水道管理センター監視室における監視業務について、クラウド方式による監視装置設置機場は、インターネットを使用し監視を行う必要があることから、インターネット使用環境を構築（ネットワーク・セキュリティ対策含む）し、監視用パソコンを設置しなければならない。

なお設置に係る費用等（通信費を含む）はすべて受注者が負担すること。

※ 配線工事は実施済み

（霞ヶ関排水樋管の開閉操作における発電機について）

第17条 受注者は霞ヶ関排水樋管の開閉操作用発電機（100V、20A）について、給油及び点検を適宜実施し、維持管理すること。

（上下水道管理センターの立入について）

第18条 上下水道管理センターにおいては、発注者が業務を実施している区域があるため、運転監視、点検記録等で受注者が業務上立ち入ることが必要な区域以外への立入を原則として禁止する。業務上、発注者の業務区域に立ち入る必要がある場合は、その都度発注者の承諾を得ること。

「別 紙 1」

1. 報告書類の記載内容

(1) 日報

【記載事項】

- 1) 天候、気温、雨量、臭気状況（気象）
- 2) 報告者（担当）
- 3) 各処理運転における処理数量
- 4) 主要機器の運転状況（運転）
- 5) 各ユーティリティの数値
- 6) 苦情（内容と対応状況）
- 7) 降雨対応（内容と対応状況）
- 8) 巡視等に要した時間（作業時間）
- 9) その他記録・報告すべき事項

※様式は任意とする

(2) 月報

【記載事項】

- 1) 日報記載事項
- 2) 作業実施状況
- 3) 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果の記録
- 4) 事故・故障記録、対応状況
- 5) 管理報告

※様式は任意とする

(3) 業務年報

【記載事項】

- 1) 月報記載事項の月集計
- 2) 必要な報告事項、その他

※様式は任意とする

(4) 定期点検等実施報告書

（以下、定期点検実施報告書の場合であり、機器故障、小修理の場合は、「機器故障」「修理」と読み替える。）

【記載事項】

- 1) 件名
- 2) 場所
- 3) 実施者
- 4) 対象設備・機器名称

- 5) 点検内容
- 6) 交換部品・・・名称、型式、仕様、メーカー名又は製造所、数量を明記
- 7) 実施方法・・・施工手順方法や施工体制等を明記
- 8) 使用機材・・・作業に要した資機材等があれば明記
- 9) 点検結果・考察・所見・・・点検結果、今後の計画、維持管理上の推薦事項等

【添付書類】

上記の記載事項の他、必要に応じて以下のものを添付すること。

1) 写真

大きさはサービス版をA4の写真帳に整理する。ただし、デジタルカメラを使用する場合は、画像品質有効画素数80万画素以上、フルカラー300dpi以上でA4に印刷し、少なくとも5年以上劣化が生じないものとする。

また、撮影は、施工前、施工中、施工後、使用機材部品機材、新旧の交換機器部品、分解時の状況、組立後や運転後に確認出来ない部分、各種検査、・試運転・データ測定等の状況、発生品等を撮影しておく。

2) 図面

竣工図面（交換部品等は赤印のこと）。その他、機器の交換のある場合は、機器図面や仕様書を添付する。

3) 各種データ測定記録・・・施工前と施工後を対比出来るよう記載すること。

※様式は、原則A4縦の横書きとする。

「別 紙 2」

1. 業務対象施設

1-1 雨水ポンプ場

- (1) 霞ヶ関第一雨水ポンプ場（的場排水樋管含む）、
上下水道管理センター（業務上不要な区域への立入は禁止とする）
川越市大字的場 2 6 4 6 - 1
- (2) 霞ヶ関第二雨水ポンプ場（霞ヶ関排水樋管含む）
川越市上戸新町 3 7 - 2
- (3) 鯨井雨水ポンプ場（鯨井排水樋管含む）
川越市大字鯨井 1 2 7 6 - 2
- (4) 脇田本町ポンプ場
川越市脇田本町 2 7 - 1
- (5) 小仙波町雨水ポンプ場
川越市小仙波町 2 - 4 8
- (6) 上戸雨水ポンプ場
川越市大字的場 2 8 4 6 - 1 5 地先
- (7) 霞ヶ関東 5 丁目雨水ポンプ場
川越市霞ヶ関東 5 - 1 2 - 1
- (8) 的場雨水ポンプ場（地下浸透式貯留施設を含む）
川越市大字的場 8 8 9 - 3
- (9) 的場新町雨水ポンプ場
川越市的場新町 4 - 1
- (10) 豊田新田雨水調整池
川越市豊田町 2 - 2 0 - 1 0
- (11) 霞ヶ関北雨水調整池
川越市霞ヶ関北 2 - 3 2 - 1 8
- (12) 川越駅西口北側雨水調整池
川越市旭町 1 - 1 - 3
- (13) 川越駅西口南側雨水調整池
川越市旭町 1 - 2 - 4 5
- (14) 中原町 2 丁目雨水貯留施設
川越市中原町 2 - 2 5
- (15) 六軒町 1 丁目雨水貯留施設
川越市六軒町 1 - 2 3 - 1 地先（県立川越女子高等学校内）
- (16) 通町雨水貯留施設
川越市通町 1 6 - 3 地先
- (17) 東田町雨水貯留施設
川越市東田町 4 - 9 4 地先

- (18) 川越駅西口駅前雨水貯留施設
川越市脇田本町 1 0 0 地先

1 - 2 汚水中継ポンプ場

- (1) 月吉汚水中継ポンプ場
川越市大字野田 1 3 1 1 - 8 5
- (2) 三光町汚水中継ポンプ場
川越市三光町 3 0 - 1
- (3) 霞ヶ関第一汚水中継ポンプ場
川越市大字的場 2 6 4 2 - 4
- (4) 的場第一汚水中継ポンプ場
川越市大字的場 9 6 7 - 2 地先
- (5) 豊田新田汚水中継ポンプ場
川越市南大塚 1 - 1 - 9 地先
- (6) 豊田本第一汚水中継ポンプ場
川越市南大塚 1 - 2 5 - 2 5 地先
- (7) 大袋新田第一汚水中継ポンプ場
川越市大字大袋新田 7 7 4 - 1 0 地先
- (8) 大袋新田第二汚水中継ポンプ場
川越市大字山城 1 1 0 - 4 地先
- (9) 日東団地汚水中継ポンプ場
川越市日東町 1 2 - 1
- (10) 下広谷汚水中継ポンプ場
川越市広谷新町 3 9 地先
- (11) 小堤汚水中継ポンプ場
川越市大字小堤 6 1 7 - 5 地先
- (12) 笠幡汚水中継ポンプ場
川越市大字笠幡 3 4 6 5 - 3 地先
- (13) 大袋新田第三汚水中継ポンプ場
川越市かし野台 1 - 7 - 2 地先
- (14) 大袋新田第四汚水中継ポンプ場
川越市かし野台 1 - 9 - 1 地先
- (15) 上寺山汚水中継ポンプ場
川越市大字上寺山 7 0 9 - 3 地先
- (16) 今成汚水中継ポンプ場
川越市今成 3 - 1 8 - 7 地先
- (17) 氷川町汚水中継ポンプ場
川越市氷川町 5 0 地先
- (18) 今成第二汚水中継ポンプ場
川越市今成 2 - 3 6 地先

- (19) 大袋新田第五污水中継ポンプ場
川越市大字大袋新田 7 9 6 - 1 5 地先
- (20) 藤倉污水中継ポンプ場
川越市藤倉 1 - 4 - 2 0
- (21) 的場第二污水中継ポンプ場
川越市大字的場 4 9 - 2 地先
- (22) 天沼新田污水中継ポンプ場
川越市大字天沼新田 1 8 - 1 地先
- (23) 笠幡西污水中継ポンプ場
川越市大字笠幡 3 5 7 0 - 2
- (24) 笠幡北污水中継ポンプ場
川越市大字笠幡 4 4 2 9 - 3
- (25) 大袋新田第六污水中継ポンプ場
川越市大字大袋新田 7 9 1 - 1
- (26) 旧下広谷終末処理場（廃止施設）※雨天時調整池として使用
川越市広谷新町 3 9

2. 日常点検作業

- (1) 巡回点検作業
- (2) 各種機器目視点検
- (3) 管理区域外観点検
- (4) 管理区域清掃

3. 週間点検作業内容

- (1) 各種機器運転（試運転）・動作確認
- (2) 配電盤等の保守管理

4. 1 箇月点検作業内容

- (1) 各種機器調整
- (2) 低圧配電盤設備点検（計装設備含む）
- (3) データ処理システムの記録および保存
- (4) 管理棟清掃・ポンプ場等周辺清掃
- (5) 自家用発電装置試運転

5. 3 箇月点検作業内容

- (1) 各種機器定期点検
- (2) 各種機器絶縁抵抗測定
- (3) 各種機器給油

6. 1 年点検作業内容

- (1) 各種機器清掃
- (2) 各機器のオイル交換

—以 上—

川越市内ポンプ場等合計

ポンプ場等合計	113 箇所
---------	--------

◎ 汚水ポンプ場	58 箇所
----------	-------

内訳	
----	--

汚水中継ポンプ場	2 箇所
----------	------

〃 (マンホールポンプ)	56 箇所
--------------	-------

◎ 雨水ポンプ場	37 箇所
----------	-------

内訳	
----	--

雨水ポンプ場	18 箇所
--------	-------

〃 (調整池)	19 箇所
---------	-------

◎ 合流改善施設	18 箇所
----------	-------

内訳	
----	--

ろ過自動スクリーン	8 箇所
-----------	------

合流改善貯留施設	10 箇所
----------	-------

令和8年2月1日時点(予定)

中継ポンプ場等一覧表

汚 水 中 継 ポ ン プ 場 一 覧

令和8年2月1日時点(予定)

	ポンプ場名称 所在地 敷地面積	計画区域 計画人口 計画流量	ha 人 m ³ /秒	契約 電力 (kW)	ポンプ仕様					ポンプ施設の構造 ポンプ種類 ポンプメーカー	竣工 年月	備考
					口径 (mm)	能力 m ³ /分	揚程 (m)	出力 (kW)	台数 (台)			
1	月吉汚水中継ポンプ場 大字野田1311-85 3,000m ²		68ha 28,600人 0.2483	106	300	5.0	17	37	4	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	S52-3	汚水 旧滝ノ下 流域 (発電機有)
2	芳野台汚水中継ポンプ場 芳野台2-8-19 3,210m ²		91.16ha 工業団地 有機 0.0833 無機揚水 0.041 無機圧送 0.041	102	200 150 150	5.0 2.46 2.46	34 10 20	55 11 22	2 2 2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	S55-4	汚水 流域 (発電機有)

* 旧滝ノ下処理区(現・新河岸川第8-2処理分区)は便宜上、「旧滝ノ下」として表記している。

* 非常用発電機の設置施設については、「(発電機有)」として表記している。

汚水中継ポンプ場一覧(マンホールポンプ)

令和8年2月1日時点(予定)

	ポンプ場名称 所在地 敷地面積	計画区域 計画人口 計画流量	ha 人 m ³ /秒	契約 電力 (kW)	ポンプ仕様					ポンプ施設の構造 ポンプ種類 ポンプメーカー	竣工 年月	備考
					口径 (mm)	能力 m ³ /分	揚程 (m)	出力 (kW)	台数 (台)			
1	岸町汚水中継ポンプ場 岸町1-31-14 13m ²		6.1ha 610人 0.00687	13	100	0.43	6.1	5.5	2	F. R. P 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	S52-6 (R5.3更新)	汚水 流域
2	三光町汚水中継ポンプ場 三光町30-1 0.56m ²		40人 0.00045	3	80	0.6	8.0	2.2	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ (クボタ)	S59-3 (H20.2更新)	汚水 流域
3-1	並木汚水中継ポンプ場 大字並木460-4 552.21m ²		74.46ha 4,510人 0.05	32	80	1.0	10.3	3.7	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	S62-9 (H20.2更新) H8-3 (R4.3更新)	汚水 流域
3-2	並木第二汚水中継ポンプ場				150	3.0	10.3	11.0	2			
4	問屋町汚水中継ポンプ場 問屋町11-2 36.43m ²		19.8ha 396人 0.0126	9	100	0.63	9.0	3.7	2	F. R. P 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	S63-6 (H23.2更新)	汚水 流域
5	松郷汚水中継ポンプ場 大字松郷1067-2 31.49m ²		47.7ha 954人 0.0156	18	100	0.936	20.0	7.5	2	F. R. P 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	S63-6 (H24.2更新)	汚水 旧滝ノ下
6	寺尾第一汚水中継ポンプ場 大字寺尾240-8 2m ²		1.44ha 197人 0.00112	9 20A	100	0.11	5.0	3.7	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H2-3 (H27.2更新)	汚水 流域
7	新河岸川汚水中継ポンプ場 大字砂158-2 56m ²		51.5ha 4,480人 0.045	33	150	2.7	12.0	15	2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H2-6 (H25.2更新)	汚水 流域 (発電機有)
8	震ヶ関第一汚水中継ポンプ場 大字的場2642-4 670m ²		138.7ha 7,310人 0.04	17	150	2.8	10.0	7.5	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H3-5 (H22.2更新)	汚水 流域
9	大塚新田第一汚水中継ポンプ場 むさし野南5-1地先 -		13.38ha 1,030人 0.013666	17 10A	100	1.68	9.0	7.5	2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H3-6 (H30.3更新)	汚水 流域
10	的場第一汚水中継ポンプ場 大字的場967-2地先 -		1.95ha 140人 0.001375	4 20A	65	0.16	6.0	1.5	2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H4-6 (H31.3更新)	汚水 流域
11	下新河岸汚水中継ポンプ場 大字下新河岸77-16地先 -		0.11ha 117人 0.001	4 20A	80	0.16	4.5	1.5	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H4-9 (H31.3更新)	汚水 流域
12	南大塚汚水中継ポンプ場 むさし野南23-5地先 -		2.33ha 208人 0.002	4 20A	80	0.16	4.5	1.5	2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H4-10 (R2.2更新)	汚水 流域
13	砂久保汚水中継ポンプ場 大字砂久保77-45地先 -		7.29ha 510人 0.0001	4 20A	80	0.16	4.5	1.5	2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H4-11 (R2.3更新)	汚水 流域
14	豊田新田汚水中継ポンプ場 南大塚1-1-9地先 -		5.54ha 370人 0.009	17 20A	80	0.54	17.5	7.5	2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H5-3 (R3.3更新)	汚水 流域
15	豊田本第一汚水中継ポンプ場 南大塚1-25-25地先 -		4.45ha 267人 0.01	17 20A	80	0.6	16.0	7.5	2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ (荏原製作所)	H5-3 (H26.2更新)	汚水 流域
16	大袋新田第一汚水中継ポンプ場 大字大袋新田774-10地先 -		85.77ha 1,730人 0.016	17 20A	100	1.25	15.0	7.5	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H6-3 (R3.3更新)	汚水 流域
17	大袋新田第二汚水中継ポンプ場 大字山城110-4地先 0.9m ²		1.15ha 70人 0.001	4	80	0.353	7.1	1.5	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H6-3 (R4.3更新)	汚水 流域
18	日東団地汚水中継ポンプ場 日東町12-1 953m ² の一部		7.6ha 643人 0.003	4	80	0.36	6.0	1.5	2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H6-3 (R5.3更新)	汚水 流域
19	大仙波汚水中継ポンプ場 大字大仙波328-2地先 -		103.32ha 3,380人 0.045	17	150	2.71	8.1	7.5	2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ (荏原製作所)	H6-6 (R5.3更新)	汚水 流域
20	松郷第一汚水中継ポンプ場 大字松郷689-2地先 2.3m ²		73.97ha 1,670人 0.018	9	100	1.08	8.4	3.7	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H7-3 (R6.3更新)	汚水 流域
21	下広谷汚水中継ポンプ場 広谷新町39地先 4m ²		23.32ha 2,550人 0.026	13	100	1.56	8.3	5.5	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H8-3 (R6.3更新)	汚水 流域
22	小堤汚水中継ポンプ場 大字小堤617-5地先 1m ²		14.11ha 480人 0.022	13	100	1.32	7.1	5.5	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H9-5 (R7.3更新)	汚水 流域
23	木野目汚水中継ポンプ場 大字木野目1985地先 1m ²		47.93ha 1,920人 0.01666	13	100	1.32	7.1	5.5	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H9-5	汚水 流域

汚水中継ポンプ場一覧(マンホールポンプ)

令和8年2月1日時点(予定)

	ポンプ場名称 所在地 敷地面積	計画区域 計画人口 計画流量	ha 人 m³/秒	契約 電力 (kW)	ポンプ仕様					ポンプ施設の構造 ポンプ種類 ポンプメーカー	竣工 年月	備考
					口径 (mm)	能力 m³/分	揚程 (m)	出力 (kW)	台数 (台)			
24	笠幡汚水中継ポンプ場 大字笠幡3465-3地先 1㎡	7.01ha 240人 0.0055	4	80	0.33	5.8	1.5	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H9-5	汚 流 水 域	
25	大袋新田第三汚水中継ポンプ場 かし野台1-7-2地先 6㎡	2.67ha 70人 0.00472	4	80	0.27	8.1	1.5	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H9-5	汚 流 水 域	
26	大袋新田第四汚水中継ポンプ場 かし野台1-9-1地先 3.6㎡	2.85ha 94人 0.00082	4	80	0.29	7.5	1.5	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H9-12	汚 流 水 域	
27	上寺山汚水中継ポンプ場 大字上寺山709-3地先 1㎡	36.39ha 730人 0.007	4	80	0.42	5.0	1.5	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H11-5	汚 流 水 域	
28	藤間汚水中継ポンプ場 大字藤間839-6地先 —	0.0471ha — 0.001183	0.5	50	0.14	6.6	0.4	2	F R P 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H10-3 (H18.2更新)	汚 流 水 域	
29	北田島汚水中継ポンプ場 大字北田島106-4地先 1㎡	59.8ha 897人 0.0078	9	80	0.48	15.1	3.7	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H11-1	汚 流 水 域	
30	仙波町4丁目汚水中継ポンプ場 仙波町4-15-41地先 1㎡	1.48ha 133人 0.0015	4	80	0.159	3.7	1.5	2	2号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H11-3	汚 旧 滝ノ下	
31	府川汚水中継ポンプ場 大字府川85地先 1.69㎡	1.93ha 130人 0.00033	4	80	0.603	3.0	1.5	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H11-11	汚 流 水 域	
32	川越ハイツ汚水中継ポンプ場 大字南田島2364地先 1㎡	1ha 40人 0.000343	4	80	0.283	4.3	1.5	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H12-3	汚 流 水 域	
33	今福汚水中継ポンプ場 大字今福551-1地先 1㎡	16.74ha 410人 0.01	4	80	0.6	5.3	1.5	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H12-3	汚 流 水 域	
34	今成汚水中継ポンプ場 今成3-18-7地先 1㎡	6.33ha 127人 0.001	4	80	0.283	8.4	1.5	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H13-4	汚 流 水 域	
35	氷川町汚水中継ポンプ場 氷川町50地先 —	0.15ha — 0.038	13	100	1.15	6.7	5.5	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H14-3	汚 流 水 域	
36	今成第二汚水中継ポンプ場 今成2-36地先 —	2.15ha — 0.0001913	4	80	0.283	3.8	1.5	2	2号組立マンホール 水中汚水汚物ポンプ 新明和工業㈱	H15-3	汚 流 水 域	
37	南田島第一ポンプ場 大字南田島902-1地先 13.77㎡	—	9	65	0.62	14.0	3.7	2	水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H15-8 (H18.2更新)	雑排水 九十川	
38	南田島第二ポンプ場 大字南田島2149-1地先 20.75㎡	—	1	50	0.35	8.5	1.5	2	水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H15-8	雑排水 九十川	
39	大袋新田第五汚水中継ポンプ場 大字大袋新田796-15地先 2.02㎡	— 0.00015	6	80	0.28	5.5	2.2	2	3号組立マンホール 水中汚水汚物ポンプ (クボタ)	H18-5	汚 流 水 域	
40	石田汚水中継ポンプ場 大字石田8-1地先	17.41ha 12,310人 0.000212	9	80	0.84	5.8	5.5	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H19-3	汚 流 水 域	
41	寺尾第二汚水中継ポンプ場 大字寺尾733-14地先	100-9の切換路線	4	80	0.283	3.1	1.5	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H19-5	汚 流 水 域	
42	南田島第三汚水中継ポンプ場 大字南田島708-2地先	37.90ha — 0.02679	13	150	1.607	5.6	5.5	2	4号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H20-3	汚 流 水 域	
43	藤倉汚水中継ポンプ場 藤倉1-4-20	7.88ha — 0.00169	4	80	0.283	5.8	1.5	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H20-3	汚 流 水 域	
44	的場第二汚水中継ポンプ場 大字的場49-2地先	9.68ha — 0.000717	4	80	0.283	3.71	1.5	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H21-3	汚 流 水 域	
45	鴨田汚水中継ポンプ場 芳野台1-103-73地先	49.8ha(団地内19.26) — 0.036(団地内0.014)	6	100	0.84	8.2	2.2	2	4号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H21-6	汚 流 水 域	
46	寺尾第三汚水中継ポンプ場 大字寺尾670-4地先	—	4	80	0.468	5.2	1.5	2	2号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H23-6	汚 流 水 域	
47	氷川町第二汚水中継ポンプ場 氷川町136-4地先	— 20A	4	65	0.16	5.3	1.5	2	2号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H25-5	汚 流 水 域	
48	今福第二汚水中継ポンプ場 大字今福802-1地先	— 30A	2	65	0.382	4.2	0.75	2	2号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H28-2	汚 流 水 域	
49	天沼新田汚水中継ポンプ場 大字天沼新田18-1地先	0.060	2	65	0.159	5.3	0.75	2	2号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H29-2	汚 流 水 域	
50	伊佐沼汚水中継ポンプ場 大字伊佐沼500-2	0.060	2	65	0.12	3.3	0.75	2	2号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H29-3	汚 流 水 域	
51	旭橋汚水中継ポンプ場 大字下新河岸2-126地先	4.43ha 414人 0.00152	2	65	0.159	5.3	0.75	2	2号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H31-2	汚 流 水 域	
52	笠幡西汚水中継ポンプ場 大字笠幡3570-2	— 20A	4	65	0.177	11.2	1.5	2	2号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	R2-10	汚 流 水 域	
53	笠幡北汚水中継ポンプ場 大字笠幡4429-3	5.21ha — 0.00112	4	80	0.19	5.2	1.5	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	R4-3	汚 流 水 域	
54	問屋町第二汚水中継ポンプ場 問屋町8-8地先	3.68ha — 0.0203	4	80	0.181	5.2	1.5	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	R5-3	汚 流 水 域	
55	府川第二汚水中継ポンプ場 大字府川146-1地先 21.02㎡	71.65ha — 20A	13	100	1.41	10.7	5.5	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	R6-5	汚 流 水 域	
56	大袋新田第六汚水中継ポンプ場 大字大袋新田791-1 2.10㎡	— 20A	4	80	0.283	5.4	1.5	2	3号組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	R7-9 (見込み)	汚 流 水 域	

雨 水 ポ ン プ 場 一 覧

令和8年2月1日時点(予定)

No.	ポンプ場名称 所在地 敷地面積	計画区域 計画人口 計画流量	ha 人 m³/秒	契約 電力 (kW)	ポンプ仕様					ポンプ施設の構造 ポンプ種類 ポンプメーカー	竣工 年月	備 考
					口 径 (mm)	能 力 m³/分	揚 程 (m)	出 力 (kW)	台 数 (台)			
1	霞ヶ関第二雨水ポンプ場 上戸新町37-2 1,540m²		38ha 雨水 5.8	179	500 1,100 1,000	30.0 144 144	2.4 4.1 4.1	18.5 155 155	2 1 1	鉄筋コンクリート造り 立軸軸流 (日立)	S48-10	雨 水 入間川 (発電機有)
2	脇田本町ポンプ場 脇田本町27-1 10m²		1.7ha 雨水 0.304	36	200 250	6.0 9.0	5.0 8.5	11 22	1 1	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	S51-5	雨 水 旧滝ノ下 H12年度更新
3	霞ヶ関第一雨水ポンプ場 大字的場2646-1 8,500m²		197ha 雨水 9.1	48	1350	256.5	5.5	480PS	2	鉄筋コンクリート造り 立軸斜流 (クボタ)	H1-5	雨 水 入間川 (発電機有)
4	月吉排水ポンプ場 大字野田1401-1地先 (東上線のガード下)		— 雨水 —	2 5A	50	0.2	4.0	0.75	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H3-3 (R4.3更新)	雨 水 新河岸川2号 雨水幹線
5	仙波町4丁目雨水排水ポンプ場 仙波町4-27-51地先 2.3m²		2.07ha 雨水 0.23	40	250	6.08	11.1	112	2	組立マンホール 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H10-8	雨 水 新河岸川
6	久保川雨水ポンプ場 むさし野30-35地先 2m²		1.79ha 雨水 0.347	25	250	6.99	3.1	11	57 2 計画(3)	特殊人孔 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H14-3	雨 水 久保川
7	小仙波町雨水ポンプ場 小仙波町2-48 11m²		72ha 雨水 0.367	25	300	11.01	3.3	11	55 2	特殊人孔 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H14-3	雨 水 新河岸川
8	寺尾調節池排水機場 大字寺尾411-1 2,303.73m²		— 雨水 1.6	195	600 150	46.5 3.0	3.7 5.4	45 7.5	2 1	鉄筋コンクリート造り 水中ポンプ(日立製作所) 水中渦巻ポンプ(新明和)	H14-3	埼玉県の所管 管理は川越市 新河岸川 (発電機有)
9	岸町下雨水排水ポンプ場 岸町1-29-8地先 水路敷		4.93ha 雨水 1.088	5	500	32.64	2.5	30	2	鉄筋コンクリート造り 水中軸流ポンプ ㈱日立製作所	H15-2	雨 水 新河岸川
10	中島雨水ポンプ場 大字寺尾1175-1 858m²		10.04ha 雨水 1.061	27	500 150	29.34 2.52	5.0 5.0	37 5.5	2 2	鉄筋コンクリート造り 水中ポンプ ㈱クボタ	H16-2	雨 水 江川流域都市下水路 (発電機有)
11	岸町第二雨水排水ポンプ場 岸町1-41-1地先 水路敷		3.63ha 雨水 0.788	29 40A	400	15.76	1.4	7.5	3	鉄筋コンクリート造り 水中軸流ポンプ 新明和工業㈱	H16-2	雨 水 新河岸川
12	岸町第三雨水排水ポンプ場 岸町1-53-7地先 水路敷		4.84ha 雨水 1.002	42 60A	500	30.06	2.3	18.5	2	鉄筋コンクリート造り 横軸着脱式水中ポンプ ㈱クボタ	H18-3	雨 水 新河岸川
13	岸町上雨水排水ポンプ場 岸町1-35-4地先	南	1.15ha 雨水 0.126	26 20A	200 250	5.4 7.56	4.0 5.2	7.5 15	1 1	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H19-4 H23-3	雨 水 新河岸川
14	上戸雨水ポンプ場 大字的場2846-15地先	北	3.53ha 雨水 0.318	33	200	4.239	11.5	15	2	特殊人孔 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H20-3	雨 水 入間川左岸第2排水区
15	鯨井雨水ポンプ場 大字鯨井1276-2		雨水 1.000	41	500	30.00	4.5	37	2	水中モーターポンプ 新明和工業㈱	H22-3	小畔川
16	霞ヶ関東5丁目雨水ポンプ場 霞ヶ関東5-12-1		1.56ha 雨水 0.156	33 20A	200	5.0	11.0	15	2	特殊人孔 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H23-3	雨 水 入間川左岸第2排水区
17	的場雨水ポンプ場 大字的場889-3		雨水	17 20A	150	2.5	9.2	7.5	2	4号人孔 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H24-3	雨 水 入間川左岸第1排水区
18	上新河岸雨水ポンプ場 大字上新河岸1-3地先		雨水	25	400 500	22.5 45	3.6 3.5	22 55	2 1	新明和工業㈱ 鉄筋コンクリート造り ㈱住原製作所	H13-3 H28-8	雨 水 新河岸川

調 整 池 一 覧

令和8年2月1日時点(予定)

	ポンプ場名称 所在地 敷地面積	計画区域 計画人口 計画流量	ha 人 m ³ /秒	ポンプ仕様					ポンプ施設の構造 ポンプ種類 ポンプメーカー	竣工 年月	備 考
				口 径 (mm)	能 力 m ³ /分	揚 程 (m)	出 力 (kW)	台 数 (台)			
1	的場新町雨水ポンプ場 的場新町4-1 696.19m ²	7.04ha 雨水 0.05166	17	150	1.55	12	7.5	2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	S63-12 (H17.2更新)	霞ヶ関土地区画 整理事業の雨水 管へ
				調整池容量 1,800m ³							
2	四都野台雨水ポンプ場 四都野台5 1,663m ²	12.1ha 雨水 1.937	25 30A	150	3.51	8.0	11	2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H5-8 (R7.3更新)	雨 水 久保川
				調整池容量 7,315m ³							
3	豊田新田雨水調整池 豊田町2-20-10 1,215.42m ²	2.34ha 雨水 0.009	6 15A	80	0.54	8.0	2.2	2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H8-5	雨 水 赤間川用水路
				調整池容量 3,346.2m ³							
4	藤木雨水調整池 藤木町40 3,790m ²	120.172ha 雨水 0.33	47 20A	400	20.0	3.8	22	2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水汚物ポンプ 新明和工業㈱	H10-3	雨 水 九十川
				調整池容量 5,419m ³							
5	大塚新町雨水ポンプ場 大塚新町28-5(2号池) 2,940.79m ²	21.66ha 雨水 0.08683	25 10A	250	5.21	4.3	11 112	2	プレキャストコンクリートブロック 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H12-3	雨 水 久保川
				調整池容量 8,250m ³							
6	霞ヶ関北雨水調整池 霞ヶ関北2-32-18 3,920m ²	66ha 雨水 9.245	46 30A	400	20.0	2.9	22	57	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H15-2	雨 水 小畔川
				調整池容量 3,000m ³							
7	岸町3丁目雨水調整池ポンプ場 岸町3-38-2 381.12m ²	2.5ha 雨水 0.08	13	150	2.4	6.0	5.5	55	プレキャストコンクリートブロック 水中汚水汚物ポンプ 新明和工業㈱	H16-3	雨 水 久保川
				調整池容量 610m ³							
8	向イ雨水ポンプ場 大字寺尾1046-1 1,082m ²	12.15ha 雨水 0.18	17	200	5.4	1.3	7.5	2	鉄筋コンクリート造り 水中ポンプ 新明和工業㈱	H16-10	雨 水 江川流域都市下水路
				調整池容量 240m ³							
9	南大塚駅南口雨水貯留施設 南台3-18 南大塚駅南口駅前広場	5.43ha 雨水 0.056	9 5A	150	1.7	6.1	3.7	2	プレキャストコンクリートブロック 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H17-3	雨 水 川越狭山工業団地 排水区へ
				調整池容量 1,300m ³							
10	南大塚駅北口雨水貯留施設 南台2-18 南大塚駅北口駅前広場	3.05ha 雨水 0.07	13 15A	150	2.1	7.3	5.5	2	プレキャストコンクリートブロック 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H18-3	雨 水 川越狭山工業団地 排水区へ
				調整池容量 1,500m ³							
11	川越駅西口北側雨水調整池 旭町1-1-3 (駅西口区画整理)	1.03ha 雨水 0.048	9 20A	150	2.88	6.9	7.5	2	プレキャストコンクリートブロック 水中ポンプ (株)クボタ	H18-3	雨水 公共下水道 13号幹線
				調整池容量 242m ³							
12	川越駅西口南側雨水調整池 旭町1-2-45 (駅西口区画整理)	3.87ha 雨水 0.175	21 20A	300	10.5	6	18.5	2	プレキャストコンクリートブロック 水中ポンプ (株)クボタ	H18-3	雨水 公共下水道 13号幹線
				調整池容量 1,026m ³							
13	鴨田雨水ポンプ場 芳野台3-4-1 11,189m ²	49.8ha (整備敷地内19.26ha) 雨水 5.174	13 15A	200	4.9	2.2	5.5	2	鉄筋コンクリート造り 水中汚水ポンプ 新明和工業㈱	H21-6	雨 水 古川排水路
				調整池容量 19,296m ³							
14	中原町2丁目雨水貯留施設 中原町2-25 (本川越駅西口広場地下)	9.29ha 雨水	13 15A	100	1.4	11.5	5.5	2	鉄筋コンクリート造り 水中ポンプ 新明和工業㈱	H22-6	雨水 公共下水道
				調整池容量 1,011m ³ (公称1,000m ³)							
15	六軒町1丁目雨水貯留施設 六軒町1-23-1地先 (県立川越女子高内)	2.65ha 雨水 0.74	5	80	1.092	8.7	3.7	1	2号組立マンホール 水中ポンプ 新明和工業㈱	H23-3	雨水 公共下水道
				調整池容量 1,514m ³ (公称1,500m ³)							
16	通町雨水貯留施設 通町16-3地先	雨水	4	80	0.732	3.7	1.5	2	3号組立マンホール 水中ポンプ 新明和工業㈱	H24-3	雨水 公共下水道
				調整池容量 1,000m ³							
17	東田町雨水貯留施設 東田町4-94地先	開発面積54,430m ² 雨水	25 20A	150	2.52	13	11	2	水中ポンプ 新明和工業㈱	H24-3	雨水 公共下水道
				調整池容量 1,873m ³							
18	川越駅西口駅前雨水貯留施設 脇田本町100地先	雨水	4 20A	80	0.695	4.9	1.5	2	1号組立マンホール 水中ポンプ 新明和工業㈱	H26-3	雨水 公共下水道
				調整池容量 800m ³							
19	砂新田雨水貯留施設 大字砂新田91-6地先	雨水	9 20A	150	2.223	9.7	7.5	2	特殊人孔 水中ポンプ 新明和工業㈱	H28-2	雨水 公共下水道
				調整池容量 1,633m ³							

合 流 改 善 施 設 一 覧（ろ 過 自 動 ス ク リ ー ン）

令和8年2月1日時点(予定)

	施設名称 所在地		契約 電力 (kW)	ろ過スクリーン仕様					製 造 メ ー カ ー 施 工 業 者	竣 工 年 月	備 考
				流 入 管 (mm)	放 流 管 (mm)	ス ク リ ー ン 寸 法	出 力 (kW)	台 数 (台)			
1	城下橋雨水吐室 郭町2-27-13地先		5 30A	1000	800	H 200 W 4000	3.7	1	荏原環境エンジニアリング㈱ 荏原実業㈱	H19-3	新河岸川
2	田谷橋雨水吐室 宮下町2-19-7地先		2 15A	600	800	H 200 W 3000	1.5	1	荏原環境エンジニアリング㈱ 荏原実業㈱	H19-3	新河岸川
3	坂下橋雨水吐室 神明町32-19地先		2 15A	900 900	1000	H 200 W 2000	1.5	1	巴工業㈱ ㈱クリタス	H20-3	新河岸川
4	坂下橋下雨水吐室 神明町20-4地先		2 15A	450 450 700	700	H 200 W 3000	1.5	1	巴工業㈱ ㈱クリタス	H20-3	新河岸川
5	氷川橋雨水吐室 氷川町123-3地先		2 30A	1400×850 700	1200	H 200 W 2000	112	1	荏原環境エンジニアリング㈱ 荏原実業㈱	H21-3	新河岸川
6	田島橋雨水吐室 仙波町4-27-1地先		2 30A	1650×1050 1100 700	1950×1150	H 200 W 3000	1.5	57 1	荏原環境エンジニアリング㈱ 荏原実業㈱	H21-3	新河岸川
7	野田町1丁目雨水吐室 野田町1-9-10地先		10A	1000	1500×1800	H 400 W 1250	無動力 スクリーン	55 1	荏原実業㈱	H22-3	野田新田用水路
8	野田町2丁目雨水吐室 野田町2-1-5地先		10A	1000	1500×1800	H 700 W 1750	無動力 スクリーン	1	荏原実業㈱	H22-3	野田新田用水路

合 流 改 善 施 設 一 覧（合 流 改 善 貯 留 施 設）

令和8年2月1日時点(予定)

	ポンプ場名称 所在地 敷地面積		契約 電力 (kW)	ポンプ仕様					ポンプ施設の構造 ポンプ種類 ポンプメーカー	竣 工 年 月	備 考
				口 径 (mm)	能 力 m ³ /分	揚 程 (m)	出 力 (kW)	台 数 (台)			
1	城下橋合流改善貯留施設 郭町2-27-16地先 30m ²		2 10A	80	0.283	6.5	1.5	1	ボックスカルバート 水中ポンプ 荏原製作所	H21-3	合流幹線
2	東明寺橋貯留施設 志多町18地先	計画集水面積 7.38ha	2 10A	80	0.38	6.0	1.5	1	組立3号マンホール 水中ポンプ 荏原製作所	H22-3	合流幹線
3	坂下橋下合流改善貯留施設 神明町20-4地先		2 10A	80	0.38	5.0	1.5	1	水中ポンプ 荏原製作所	H23-3	合流幹線
4	田谷橋合流改善貯留施設 宮元町4-15地先		3 10A	80	0.38	7.1	2.2	1	水中ポンプ 荏原製作所	H23-3	合流幹線
5	弁天橋合流改善貯留施設 仙波町3-37-11地先		2 5A	80	0.49	5.6	1.5	1	水中ポンプ 新明和工業㈱	H23-3	合流幹線
6	岸町3丁目合流改善貯留施設 岸町3-30地先		2 10A	80	0.38	4.81	1.5	1	水中ポンプ 荏原製作所	H24-3	合流幹線
7	小仙波町2丁目合流改善貯留施設 小仙波町2-53-1地先		3 10A	80	0.66	6.0	2.2	1	水中ポンプ 荏原製作所	H24-3	合流幹線
8	石原橋貯留施設 末広町2-8-4地先	雨水	5 5A	80	0.24	8.6	3.7	1	水中ポンプ 新明和工業㈱	H25-5	合流幹線
9	岸町2丁目貯留施設 岸町2-102地先	雨水	7 10A	80	0.49	11.7	5.5	1	水中ポンプ 荏原製作所	H25-5	合流幹線
10	新河岸川上流水循環センター内 合流式下水道雨水貯留施設 大字大仙波1287			150 100	3.4 0.8	20 22	22 11	1 1	汚泥ポンプ 古河産機システムズ㈱	H26-9	管理は埼玉県に 委託